

## ○大和町子育て支援住宅入居時奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少地域への定住の促進を図るために整備する子育て支援住宅への入居者に対し、入居時に係る費用の負担軽減のため奨励金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和59年大和町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て支援住宅 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例(令和元年大和町条例第34号)(以下「条例」という。)に規定する住宅(以下「支援住宅」という。)をいう。
- (2) 町税等 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

### (奨励金の対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 条例第8条第3項による通知(大和町子育て支援住宅入居許可書)を受けている者
- (2) 交付対象者と同居する世帯全員に、過去3年間において町税等に未納がない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく奨励金を受けたことがない者

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の金額は別表に定めるところとする。

### (交付申請及び実績報告)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、大和町子育て支援住宅入居時奨励金交付申請及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の世帯全員の住民票
- (2) 条例第8条第3項による通知(大和町子育て支援住宅入居許可書の写し)
- (3) 申請者の世帯全員分の町税等の納税証明書等(過去3年分)
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出は、入居日から起算して90日以内に行うものとする。

### (交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認められる者については、当該申請者に大和町子育て支援住宅入居時奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、大和町子育て支援住宅入居時奨励金請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合、請求書を受理した日から30日以内に奨励金を支払うものとする。

(調査等)

第8条 町長は、この要綱に基づく対象要件の確認に関して、必要な調査を行うことができる。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事由があると町長が認める場合はこの限りではない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 支援住宅に入居開始から3年が経過する日の前に支援住宅から退去したとき。
- (4) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

別表(第4条関係)

区 分	金 額
転入の場合	20万円
転居の場合	15万円

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。